

別表（第3条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の上限	交付要件
防災士協議会活動事業	研修会等に係る経費 (1) 資料等印刷代 (2) 講師謝礼 (3) 会場借上料 (4) 教材費 (5) 研修会等の開催の案内の発送に要する費用 (6) 飲料水の購入に要する費用 (7) 文具、模造紙等の事務用品の購入に要する費用 (8) その他研修会等に係る経費で特に必要と認められるもの	5万円	(1) 当該防災士協議会に当該校区の大分市防災士の総数の2分の1を超える人数の大分市防災士が加入していること。ただし、大分市女性防災士会については、この限りでない。 (2) 会員の名簿を提出すること。ただし、大分市防災士と判別できるよう明記すること。 (3) 防災士協議会活動事業を実施する場合は、会員を対象とした研修を実施すること。
防災士協議会視察事業	先進地視察等に係る経費 (1) 宿泊代（飲食代を除く。） (2) 貸切バス、レンタカー等（貸切バス事業者、レンタカー事業者等が提供するものに限る。）の利用に要する費用 (3) 交通費 (4) 防災関連施設の入場料・施設利用料 (5) その他先進地視察等に係る経費で特に必要と認められるもの	15万円	(4) 防災士協議会視察事業を実施する場合は、視察により得られた知識・知見等を当該校区の自主防災組織、会員、地域住民等へ周知すること。 (5) 防災士協議会の通帳を作成していること。